

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 書

住 所 富良野市字学田三区

氏 名 北清ふらの株式会社
代表取締役 上田 篤行 様

令和 7 年 3 月 2 5 日申請のあった一般廃棄物処理業は、審査の結果、次の条件を付けて許可します。

令和 7 年 3 月 2 6 日

中富良野町長 小 松 田 清



一般廃棄物の種類	建設工事等で発生する草類及びすきとり物、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器、衛生用品、事業系・家庭系一般廃棄物
廃棄物の処分先	北清ふらの株式会社
許可区域	中富良野町全区域
許可の対象	中富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 1 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する一般廃棄物処理業（収集、運搬業務）
許可の期間	令和 7 年 6 月 1 日 より 令和 9 年 5 月 3 1 日 まで
その他の条件	1 当該業務を自ら行うこと。 2 許可期間中において、事業の廃止を除き、許可区域の変更は行わない。 3 中富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条に定める一般廃棄物を収集・運搬する場合には開始届及び完了報告書を提出すること。